

原子力事業の安全確保をはじめとした
適正な事業運営に関する協定

キューデンホールディングス株式会社
九州電力株式会社

キューデンホールディングス株式会社(以下「甲」という。)と、九州電力株式会社(以下「乙」という。)は、乙が営む原子力事業の安全確保をはじめとした事業運営に関し、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1条(目的)

本協定は、乙が営む原子力事業の安全確保をはじめとした事業運営に関して、甲と乙間で必要な基本的事項について定めることを目的とする。

第2条(基本方針)

甲と乙は、原子力事業の安全確保がグループの最優先事項であることを大前提にそれぞれの事業活動を行う。

- 2 甲は、企業グループの代表者として、グループ各社に対し、原子力安全をはじめ原子力事業の重要性について理解浸透を図るとともに、企業グループ全体で乙が行う原子力事業の支援を行う。
- 3 乙は、発電用原子炉設置者として、関係法令や協定等を遵守のうえ、責任を持って安心・安全な原子力事業の運営に努める。

第3条(資源配分)

甲と乙は、別途設置する会議体にて、原子力事業の安全確保をはじめとした事業運営に必要な資源、その他原子力事業の維持に必要な資源について十分に協議・確認を行う。

- 2 甲は、上記を踏まえ、原子力事業の安全確保をはじめとした事業運営に必要な資源を確実に配分する。

第4条(事故・災害対応)

乙は、原子力事故発生時においても、発電用原子炉設置者として、関係法令や協定等を遵守のうえ、責任を持って対応する。甲は、原子力発電所における事故、原子力災害及び複合災害について、乙が行う予防措置及び発生時における被害の拡大防止、損害賠償、復旧対応、事故廃炉、お客さま対応、広報活動等が確実に実施できるよう、グループの代表者として責任をもって対応する。

第5条(地域共生)

甲と乙は、原子力発電所の立地地域との共生を重要な責務として認識し、地域・社会とのコミュニケーションや信頼醸成に連携して取り組む。

第6条（情報管理の徹底）

甲及び乙は本協定に基づいて知り得た情報について、公知の情報又は正当な権利に基づき開示者以外の者から取得した情報を除き、秘密保持を徹底し、相手方の事前の同意なく第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。

第7条（契約期間）

本協定の契約期間は、2026年10月1日より、乙が保有する全ての原子力発電所の廃炉が完了するまでとする。

第8条（協議事項）

本協定で定めのない事項が生じた場合は、原子力安全の向上を大前提に甲と乙で協議、確認する。

- 2 甲乙のいずれかから協定の内容について変更の申出があったときは、協議の上、変更する。

本協定の締結を証するため本書を甲乙それぞれが保有する。

2026年10月1日

甲 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
キューデンホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員 西 山 勝

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員 中村 典弘